

亀山市告示第107号

次のとおり公印の新調をしたので、亀山市公印規則（平成17年亀山市規則第7号）第5条第4項の規定により告示する。

平成28年4月1日

亀山市長 櫻井義之

区分	名称	印影	使用範囲	使用開始の日	個数
新調	関認定こども園アスレ印		褒賞用	平成28年4月1日	1
新調	亀山市長寿健康づくり室長印		室長名による文書用	平成28年4月1日	1
新調	関認定こども園アスレ園長印		園長名の文書用及び褒賞用	平成28年4月1日	1